

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 4 年度 第 2 回滋賀県最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 4 年 7 月 28 日 (木) 10 時 30 分 ~ 12 時 09 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 (定数 5 人) 石井利江子 片山 聡 佐野洋史 平井建志 木下康代</p> <p>労働者代表委員 (定数 5 人) 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三</p> <p>使用者代表委員 (定数 5 人) 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透</p> <p>事務局 5 人 小島労働局長、矢野労働基準部長、 松島賃金室長、神崎室長補佐、 高津衛生専門官</p>
主要議題	<p>関係労働者の意見聴取について</p> <p>今後の審議日程について</p> <p>特定(産業別)最低賃金の改正決定等の必要性の有無について (諮問)</p> <p>今後の滋賀県最低賃金のあり方について</p> <p>事業所実地視察結果について</p>
議事要旨	<p>・関係労働者の意見聴取について、滋賀県労連・滋賀一般労組、滋賀県自治体労働組合総連合、滋賀県医療労働組合連合会から意見聴取。</p> <p>・事務局から昨日までに中央最低賃金審議会の目安答申がなかったことによる今後の滋賀地方最低賃金審議会等の審議日程(変更案)を提示する。労働側から(労働側変更案)の提示があったものの、審議日程が確保できず、事務局変更案に決定した。</p> <p>・今後の最低賃金のあり方について、労使委員の主張表明は次のとおり。</p> <p>労働者代表委員の考え方</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症については、第 7 波に入り感染者数は拡大している。しかし、最新のデータによれば、国内経済は回復してきており、「人への投資」が重要であり、今春闘の労使で答えを出した賃上げの流れを最低賃金の引上げに繋げ社会全体の賃金の底上げをはかることが必要である。急激な物価高騰が見られ、中小・パート・派遣労働者、とりわけエッセンシャルワーカー等の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げは必要であり、地域間格差を是正するのは審議会の使命と考えている。</p>

使用者代表委員の考え方

新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢に関するエネルギー不足・企業物価高騰等により先行きは予断を許さず、中小企業の中でも特に小規模事業場の業況に大きな影響を与えていることは共有したい。業種による景況感格差のある中、国による支援策の増強やパートナーシップ構築宣言等による価格転嫁の促進等の施策が定着すれば、多くの企業が自主的に賃上げに繋げやすいと考えている。

現在目安の指標は示されていないものの、実態を伴わない大幅な最低賃金の引上げは、雇用の喪失にも繋がりがねず、最低賃金は、企業の業績の良し悪しに関係なく法律に基づき定められているものであり、各種指標や統計の明確なデータ、賃金改定調査第4表の賃金上昇率等客観的データに基づいて金額審議を行いたいと考えている。

- ・ 実地調査結果を報告した。